その他告示

○外務省告示第百四十八号

令和七年三月十四日にポートルイスで、モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　菅正広在モーリシャス大使

モーリシャス側　アナンシング・アチャラズ財務大臣代行

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百四十九号

令和七年三月二十五日にカンパラで、カルマ橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カルマ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十九億三千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　佐々山拓也在ウガンダ大使

ウガンダ側　マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十号

令和七年三月二十五日にコトヌで、コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する令和三年一月二十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「四十億七千百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　上薗英樹在ベナン大使

ベナン側　ロミュアルド・ワダニ経済・財務担当兼協力担当国務大臣

令和七年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、告示第一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第十五条第一項の規定に基づき指定調査機関の指定の更新をしたので、同法第十四条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月二十八日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　名称　公益財団法人廃棄物・３Ｒ研究財団

二　住所　東京都墨田区両国三丁目二十五番五号

三　設計調査の業務を行う事務所の所在地　東京都墨田区両国三丁目二十五番五号

四　指定の更新の年月日　令和七年四月二十七日

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市瀬ノ沢五六の三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字持井沢二一九の一・二二二・二二三・二二四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二四の三、字ワレ岩二七一、二七二の一、二七二の三、二七二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福岡　資麿

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県厚木市中荻野字七夕一五四八の九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第七十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十六日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六
携帯用レーザー応用装置	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　本社（三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社（東京都千代田区丸の内一丁目八番三号　丸の内トラストタワー本館六階）